

令和8年度渋谷区による障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、区が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 対象とする物品等

本方針の対象とする物品等は、区が契約によって調達する物品等のうち、次に掲げるものとする。

(1) 物品

- ア 障がい者就労施設等の自主製品
- イ 記念品、啓発用グッズ等の特注品
- ウ 布製品
- エ その他障がい者就労施設等が受注可能な物品

(2) 役務

- ア 清掃作業
- イ 名刺印刷
- ウ 花壇の手入れ作業
- エ 封入作業、シール貼りなどの軽作業
- オ その他障がい者就労施設等が受注可能な役務

3 対象とする施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体
- (9) その他区長が認める障がい者雇用を推進している団体

4 物品等の調達目標額

令和8年度の調達目標額は、過去調達実績最高額(令和元年度)を上回る額とする。

〈参考〉令和元年度実績 10,279,343円(過去調達実績最高額)

(内訳 物品 2,506,176円 役務 7,773,167円)

※上記金額は、優先調達によらず、競争入札により相手方を決定した契約実績を含まない。

5 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達に必要な情報の提供

ア 障がい者就労施設等が受注可能な物品等の情報収集を行い、各部局がその情報を共有できるよう努める。

イ 障がい者就労施設等に発注予定の物品等について、情報収集に努め、障がい者就労施設等に随時情報を提供する。

(2) 障がい者就労施設等の供給能力の向上

障がい者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、契約における経済性、公正性及び競争性にも留意し、次の観点について配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

イ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するよう努める。

ウ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

エ 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

オ 物品等の調達を障がい者就労施設等にあっせん、仲介する等の業務を行う共同受注窓口を活用し発注の推進に努める。

(4) 随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

6 調達実績の公表

区は、調達の実績について、年度終了後に、その概要を取りまとめ、公表するものとする。